

旅費・参加費・謝礼要領

平成 26 年 9 月 9 日第 41 回バックエンド部会全体会議制定

(旅費)

第 1 条 部会行事の講師等*に対し学会内規に準じて旅費を支払う。但し、講師等の所属組織にて旅費が支払われる場合はこれを優先し、部会からの支払いはしない。

(*「春の年会」、「秋の大会」の企画セッション、夏期セミナー、週末基礎講座等の講師、パネリスト等。その他の招聘者に関してはメール審議等の決定により部会運営小委員会において認めた場合に限り旅費支給の対象とする。)

(2) 必要に応じ宿泊料 (1 泊 1 万円) を加算する。

第 2 条 大学等に所属するバックエンド部会運営小委員会、及び出版小委員会等の委員で、所属組織等からの旅費の支給がない場合は、メール審議等により部会運営小委員会において認めた場合に限り部会関連会議に係る旅費について学会内規に準じて支給する。

(参加費)

第 3 条 部会行事における講師等の参加費については免除する。但し、講師等の所属組織にて参加費が支払われる場合はこれを優先し免除はしない。

(謝礼)

第 4 条 部会行事の講師等に対し原則謝金を支払わない。但し、メール審議等の決定により部会運営小委員会において認めた場合に限り学会内規に準じて謝金を支払う。

以 上

附則

1 この要領は平成 26 年 9 月 9 日から施行する。